

合理的配慮 セミナー

参加費無料
要事前申込

二本松会場

11月28日 2024年 木

13:30~15:30

会場 福島県男女共生センター4F
「第2研修室」

対面 25名 オンライン 100名

申込締切11月21日

いわき会場

1月22日 2025年 水

13:30~15:30

会場 いわき産業創造館6F
「セミナー室」

対面 25名 オンライン 100名

申込締切1月15日

対象 | 主に接客や窓口業務等を行う
事業所や団体の皆様

- 参加申し込みは先着順となります。
- 対面受講を希望される場合には、お早めにお申し込みください。

「障害者差別解消法」の一部改正に伴い、令和6年4月から、民間事業者の皆様にも合理的配慮の提供が義務化されました。

ワークショップ形式のセミナーを通して、企業による具体的な取組事例を聞き、参加者同士で学び合い、実際の業務に活かせる合理的配慮について理解を深めましょう。

セミナー内容

- 1 障がいの基礎知識と障害者差別解消法について
(講師 福島県障がい福祉課)
- 2 互い視線を大切にしたい“当たり前”の配慮を目指して
～地域でつくる合理的配慮～
(講師 若松 秀樹 氏)
 - 合理的配慮の提供に関する具体的な取り組み事例の紹介
 - 実際の業務等に活かせる具体的な合理的配慮の提供についてのグループワーク等
- 3 質疑・応答・アンケート



講師
若松 秀樹 氏
合同会社アールプラス
代表社員

プロフィール

20年以上介護・福祉の現場で実践経験を持つ。認知症の方や障がいのある方の自己実現や、可能性を伸ばす支援の重要性を啓発するために活動したいと考え、2017年合同会社アールプラスを開業、若年性認知症の方の働く場所づくりを始めた。現在は障がい児の支援をする児童発達支援事業・放課後等デイサービス、相談支援事業所も展開。2024年からは川俣町にてダイバーシティ&インクルージョンを重視した「障がいのない街づくり」を目指して活動している。

疑問や不安を共有して、一緒に考えましょう！



合理的配慮が義務化されても何から始めたらいいのかわからない…。

誰に相談するといいんだろう？

具体的な事例をたくさん知りたい！

障がいのある方の思いや意見を聞きたい。



みんなでできることを考えよう！

合理的配慮とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

お店で

手の届かない場所にある商品をかわりに取って渡す



窓口で

難しい説明をするときにイラストや簡単な言葉を使って説明する



飲食店で

視覚障がいがありタッチパネルを操作できない方の注文をかわりに行う



乗物で

ヘルプマークを付けている方へ配慮する



参加申込はこちらから

主催 福島県保健福祉部障がい福祉課

事務局 (株)ライクス

TEL:024-573-8063 FAX:024-573-4007

受付時間:平日9:00~18:00

担当:関根



※Googleフォームでの申込が難しい方は事務局までご連絡ください。
※参加にあたり、必要な配慮がありましたらご入力ください。

